

Social Insurance & Labor Consultant Personnel management Center & Jinjiken inc. News

SPC JINJIKEN NEWS



起業外国人の在留資格厳格化へ 10 月より (8/26)

出入国在留管理庁は、日本で起業する外国人のための在留資格である「経営・管理」の取得要件を厳格化する省令改正案をまとめた。

今年 10 月中旬にも施行する。本来の目的から外れた不適切事例が急増していることを受けたもので、資本金要件を 500 万円以上から 3,000 万円以上に引き上げ、新たに経営者の経歴や学歴要件を設ける。在留資格の決定時には、原則として公認会計士や中小企業診断士による新規事業計画の確認を義務付ける。経営実態の把握も強化する方針。

氷河期世代支援のための交付金創設 (8/27)

内閣府は、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金（仮称）」を 26 年度に創設し、地方自治体に交付する。来年度予算の概算要求として 10 億円程度を盛り込む。各自治体は交付金を活用し、正社員化の促進、個別相談、就職希望者と企業のマッチングなどの取組みに充てる。

不正受給 1,044 億円 雇調金コロナ特例 (8/28)

厚生労働省は 27 日、コロナ特例の雇用調整助成金について不正受給額が約 1,044 億 6,000 万円（2025 年 6 月末時点。緊急雇用安定助成金を含む）、支給決定取消件数は 4,820 件となったとの集計結果を発表した。コロナ禍における雇調金支給決定額は、約 6 兆円だった。延滞金を含めた約 804 億 6,000 万円が回収済みとなっている。

外国人雇用実態調査結果を公表 厚生労働省 (8/29)

厚生労働省は 8 月 29 日、令和 6 年外国人雇用実態調査の結果を公表した。外国人労働者のうち、10.9%が就労上のトラブルを経験したことがあると回答した。トラブルの内容として多かったのは「紹介会社（送出し機関含む）の費用が高かった」18.6%、「トラブルや困ったことをどこに相談すればよいかわからなかった」14.9%。また、外国人労働者全体の 54.8%が、母国に仕送りをしていると回答し、在留資格「技能実習」と「特定技能」の外国人労働者では 8 割以上だった。年間の仕送り金額の平均は、全体で 104.3 万円だった。

最低賃金 全国平均 1,121 円へ (9/5)

厚生労働省は 5 日、全国の地域別最低賃金の改定額を集計した結果を公表した。全国加重平均は過去最高の 1,121 円で昨年度から 66 円引上げとなった。過去最大の上げ幅。最高額は東京の 1,226 円で、最低額は高知、宮崎、沖縄の 1,023 円と、初めて全都道府県で 1,000 円を超えた。最大の引上げ幅は熊本の 82 円で、国が示した引上げ目安額 64 円を 39 県で上回った。発効日を例年の 10 月から遅らせる地域が相次ぎ、秋田や群馬は 26 年 3 月の予定。

経産省 中小企業向けに生産性向上を支援する新組織を設置 (9/9)

経済産業省は、来年 4 月をめどに中小企業の生産性向上をサポートする新組織を全都道府県に設ける。中小企業の経営相談窓口「よろず支援拠点」内に設け、飲食、宿泊、小売りなど

経営効率化の余地が大きい業種を主な対象とする。経営改善により補助金に頼らず賃上げの原資を確保できるようにするのがねらいで、「デジタル支援ツール」も開発し、来年 4 月の提供を目指す。

在留資格「経営・管理」要件改正案に日本語能力追加へ (9/11)

出入国在留管理庁が 8 月下旬に公表した在留資格「経営・管理」の要件を厳格化する改正省令案について、さらに厳しくする最終調整に入ったことを、政府関係者が明らかにした。資本金や経営経験・学歴、常勤職員数等を引き上げる案に「相当程度の日本語能力」を追加し、申請者または常勤職員のいずれか 1 人に、国際基準「B2」（中上級者）相当の日本語能力を求める。今年 10 月中旬にも施行する方針。

日銀 2027 年前半から初の賃金統計 (9/11)

日銀は、四半期ごとに公表する全国企業短期経済観測調査（短観）の項目に、2027 年前半から「賃金改定率」を盛り込む。企業の賃金設定スタンスを把握する重要性が高まっているため、所定内給与の前年比の改定率を 6・12 月の年 2 回調べ、企業規模や業種別などで平均値を算出し、結果を公表する。調査対象には労働組合がない中小企業も含まれ、既存の賃金統計を補完する。

高齢者の就業者数が過去最多 930 万人 (9/14)

総務省は 14 日、「敬老の日」にちなみ、高齢者の人口および就業状況を公表した。65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合は 29.4%と、過去最高だった。65 歳以上の就業者数も過去最多の 930 万人（2024 年の就業者全体の 13.7%）で 21 年連続の増加となり、特に「医療・福祉」分野では 10 年前の約 2.3 倍に増加。また、被雇用者のうち非正規の職員・従業員の割合は 76.9%だった。

育成就労 介護・建設・外食業など 8 分野で転籍制限 2 年 (9/18)

政府は 17 日、2027 年 4 月から導入される育成就労制度について、本人希望の場合に転籍できるまでの就労期間を、介護、建設、外食など 8 分野では 2 年とし、企業は 2 年目以降昇給など待遇向上策を図ることとする案を有識者会議に示した。その他の宿泊、農業、漁業、林業などの 9 分野では 1 年とされた。年内の閣議決定を目指す。

スマホでの「マイナ保険証」の利用が開始 (9/19)

19 日から、スマートフォンに搭載したマイナ保険証を一部の医療機関や薬局で利用できるようになった。利用者は、マイナポータルアプリを使ってマイナ保険証として登録してあるマイナカードの読取り等を行えば搭載できる一方、国が医療機関や薬局を対象に無料配布したカード読取り機でそのままスマホ読取りにも対応できるものは約 3 万台と、現時点では対応可能な施設は限られる。

障害年金 124 件の不支給を取消し (9/19)

厚生労働省と日本年金機構は 19 日、2024 年 4～7 月に障害年金を不支給とされた 2,895 件のうち 124 件（4.3%）について判定を取り消すことを決めたと発表した。対象者には支給決定通知を発送し、11 月から順次支給する。不支給割合の増加を受けた外部の指摘を踏まえて実施中の再点検によるもの。再点検は 2024 年度に不支給とされた精神障害など約 1 万 1,000 件を対象に行われ、うち 2,895 件は調査を終了しており、年内に残りも行う。



重要改正 要確認

令和 7 年度の地域別最低賃金の改定状況—すべての都道府県で出揃う！

令和 7 年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。今年度は、発効時期が遅いところもありますので、発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

.....令和 7 年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧.....

都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日※	都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日※
北海道	1075 円(1010 円)	令和 7 年 10 月 4 日	滋 賀	1080 円(1017 円)	令和 7 年 10 月 5 日
青 森	1029 円(953 円)	令和 7 年 11 月 21 日	京 都	1122 円(1058 円)	令和 7 年 11 月 21 日
岩 手	1031 円(952 円)	令和 7 年 12 月 1 日	大 阪	1177 円(1114 円)	令和 7 年 10 月 16 日
宮 城	1038 円(973 円)	令和 7 年 10 月 4 日	兵 庫	1116 円(1052 円)	令和 7 年 10 月 4 日
秋 田	1031 円(951 円)	令和 8 年 3 月 31 日	奈 良	1051 円(986 円)	令和 7 年 11 月 16 日
山 形	1032 円(955 円)	令和 7 年 12 月 23 日	和歌山	1045 円(980 円)	令和 7 年 11 月 1 日
福 島	1033 円(955 円)	令和 8 年 1 月 1 日	鳥 取	1030 円(957 円)	令和 7 年 10 月 4 日
茨 城	1074 円(1005 円)	令和 7 年 10 月 12 日	鳥 根	1033 円(962 円)	令和 7 年 11 月 17 日
栃 木	1068 円(1004 円)	令和 7 年 10 月 1 日	岡 山	1047 円(982 円)	令和 7 年 12 月 1 日
群 馬	1063 円(985 円)	令和 8 年 3 月 1 日	広 島	1085 円(1020 円)	令和 7 年 11 月 1 日
埼 玉	1141 円(1078 円)	令和 7 年 11 月 1 日	山 口	1043 円(979 円)	令和 7 年 10 月 16 日
千 葉	1140 円(1076 円)	令和 7 年 10 月 3 日	徳 島	1046 円(980 円)	令和 8 年 1 月 1 日
東 京	1226 円(1163 円)	令和 7 年 10 月 3 日	香 川	1036 円(970 円)	令和 7 年 10 月 18 日
神奈川	1225 円(1162 円)	令和 7 年 10 月 4 日	愛 媛	1033 円(956 円)	令和 7 年 12 月 1 日
新 潟	1050 円(985 円)	令和 7 年 10 月 2 日	高 知	1023 円(952 円)	令和 7 年 12 月 1 日
富 山	1062 円(998 円)	令和 7 年 10 月 12 日	福 岡	1057 円(992 円)	令和 7 年 11 月 16 日
石 川	1054 円(984 円)	令和 7 年 10 月 8 日	佐 賀	1030 円(956 円)	令和 7 年 11 月 21 日
福 井	1053 円(984 円)	令和 7 年 10 月 8 日	長 崎	1031 円(953 円)	令和 7 年 12 月 1 日
山 梨	1052 円(988 円)	令和 7 年 12 月 1 日	熊 本	1034 円(952 円)	令和 8 年 1 月 1 日
長 野	1061 円(998 円)	令和 7 年 10 月 3 日	大 分	1035 円(954 円)	令和 8 年 1 月 1 日
岐 阜	1065 円(1001 円)	令和 7 年 10 月 18 日	宮 崎	1023 円(952 円)	令和 7 年 11 月 16 日
静 岡	1097 円(1034 円)	令和 7 年 11 月 1 日	鹿児島	1026 円(953 円)	令和 7 年 11 月 1 日
愛 知	1140 円(1077 円)	令和 7 年 10 月 18 日	沖 縄	1023 円(952 円)	令和 7 年 12 月 1 日
三 重	1087 円(1023 円)	令和 7 年 11 月 21 日	全国加重平均	1121 円(1055 円)	—

は改定あり
(すべての都道府県で改)

※ 発効年月日は、答申
公示後の異議の申出の
状況等により変更とな
る可能性があります。

★これだけ大幅な
引き上げなので、最
低賃金割れが増え
ることが懸念され
ています。月給制の
場合、所定のルール
により時給換算し
て、最低賃金額と比
較する必要があります
ので注意が必要で
す。不安であれば、
気軽にご相談くだ
さい。

要確認

地域別最低賃金の大幅な引き上げを見据え「業務改善助成金」を拡充(厚労省)

令和 7 年度の地域別最低賃金の大幅な引き上げを受けて、厚生労働省等から、「業務改善助成金」を拡充
するとのお知らせがありました(令和 7 年 9 月 5 日から拡充)。そのポイントを確認しておきましょう。

.....業務改善助成金の対象となる事業者の拡大等(内閣官房・厚労省・経産省資料).....

概 要

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行う中小企業に対し、その費用の一部を助成。
より多くの中小企業が活用できるよう、業務改善助成金の対象事業者の範囲を拡充。
具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が、地域別最低賃金の改定日
の前日までに、賃金を引き上げる場合も、助成を受けることを可能とする。

事業の詳細はこちら

【上限等】 上限:30~600万円(賃金引上額・人数が多いほど大)

【助成率】 3/4(事業場内最低賃金が1,000円以上)又は4/5(事業場内最低賃金が1,000円未満)



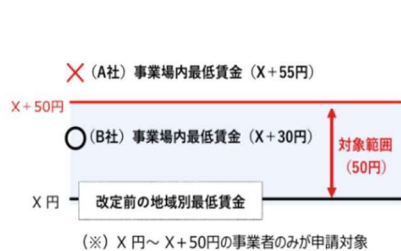


次ページへ続く

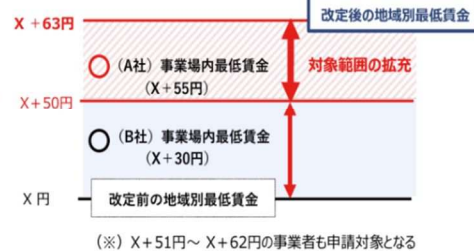
1) 対象事業者の拡大

現行 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業者が対象

＜例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円（引上額63円）の場合＞



拡充 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が対象



2) 申請手続きの簡略化

現行 賃上げ前に、賃上げ計画の提出・審査が必要

拡充 賃上げ計画の事前提出を省略可能とする

1

★令和7年度の地域最低賃金の大幅な引き上げについて、政府は、「対応していただく中小企業の皆様、小規模事業者の皆様を、強力に後押ししていく」としていますが、その代表的な支援策が、この「業務改善助成金」の拡充です。まずは、令和7年度の改定に伴い、地域別最低賃金未満の社員（最低賃金割れの

社員）が出てくるかどうかを確認し、最低賃金割れの社員が出てくるようでしたら、「業務改善助成金」をはじめとする政府の支援策の活用を考えてみましょう。

要確認

「令和7年分 年末調整のしかた」を公表(国税庁)

国税庁から、「令和7年分 年末調整のしかた」が公表されました。変更点を含め、年末調整の手順などを今一度確認するためにも、今回公表された「令和7年分 年末調整のしかた」を、早めにチェックしておきましょう。

..... 「令和7年分 年末調整のしかた」のトップページ.....

トップページにも書かれていますが、本年の年末調整においては、基礎控除の見直し等にご注意ください！

※今回は、令和7年8月7日に令和7年人事院勧告が行われ、令和7年4月1日以降の措置内容として自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引き上げが勧告されました。これを受け、令和7年4月1日にさかのぼって通勤手当に係る非課税限度額が改正される場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。

★他の関係資料（「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」など）のほか、パンフレットなどをまとめて公表する「年末調整がよくわかるページ（令和7年分）」については、10月頃公開予定とされています。

通勤手当に係る非課税限度額の改正の動向も含め、新たな情報が公表されましたら、随時お伝えします。